

公告

住所不明組合員のみなし自由脱退手続きについて

2025年2月15日 大阪きづがわ医療福祉生活協同組合
理事長 奥 章

大阪きづがわ医療福祉生活協同組合の定款の規定に基づく「住所不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する規約」により、「みなし自由脱退」の手続きを行います。

これは、2年以上にわたり、住所不明なっている組合員を所定の手続きにより「みなし自由脱退」とすることができるというものです。

この「みなし自由脱退対象者」名簿を2025年3月1日より2025年3月30日まで、医科診療所受付と各エリア事務所に備えております。

名簿の閲覧ご希望の方は、それぞれの場所に申し出てください。住所などご確認できましたら、「みなし自由脱退対象者」からはずさせていただきます。

また、これにより「みなし自由脱退」となった方でも、その後申し出により、引き続き組合員資格を有すると確認できた方は、組合員資格の回復ができます。出資金も2年間は預かり金として管理を行い、その間に「払い戻し請求」があったときには、速やかに返還に応じます。

不明な点などございましたら、
生協本部(浪速区塩草2-2-31、4394-8500)まで、
お問い合わせください。